・宿泊施設の客室(個室に限る)の場所

改正健康増進法(平成30年7月25日公布)			豊橋市受動喫煙防止条例(平成31年3月27日公布)		
施行期日		平成32年4月1日 1部施行①平成31年1月24日:国及び地方公共団体の責務等 1部施行②平成31年7月 1日:学校・病院・児童福祉施設等、行政機関		公布・施行期日(予定)	平成32年4月1日 1部施行①平成31年4月1日 市、市民等の責務等 1部施行②平成31年7月1日 改正健康増進法の第1種施設に該当する施設
規制		施設分類	規制		施設分類
全ての施設		・喫煙可能な場所は客・従業員とも20歳未満は立ち入れない。	全ての施設		・国の基準に沿う
			(喫煙禁止施設)	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所の設置は不可) 【努力義務】	 条例第8条第1項(改正健康増進法の第一種施設)